

簡易課税制度について

個人事業者で前々年の課税売上高が1千万円以上5千万円以下の方は、事前に「簡易課税制度選択届出書」を提出することにより、実際の課税仕入れ等の税額を計算することなく、課税売上高から仕入控除税額の計算を行うことができる簡易課税制度を適用して申告することができます。

納付税額は、事業の種類ごとに定められた「みなし仕入率」を、売上げに対する消費税額に掛けたものを仕入れ等に含まれる消費税額とみなして計算します。

この簡易課税制度を選択しようとする個人事業者は、その適用しようとする年の前年12月末までに届出書を提出する必要があります。なお、簡易課税制度を選択すると、2年間はその選択を取りやめることができません。

また、簡易課税制度選択届出書を提出している場合であっても、基準期間の課税売上高が5千万円を超える方は簡易課税制度を適用することできませんから、課税仕入れ等に係る消費税額の控除を

受けるためには、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び課税仕入れ等の事実を証する請求書等の両方の保存が必要になります。

消費税についての帳簿の記載事項などについて、お分かりにならないことがありますたか、最寄りの税務署にお気軽にお尋ね下さい。

●問い合わせ
ハ代税務署
☎ 0965-32-3141

学校給食試食会について

学校給食は、食事のモデルとなるように作られています。この機会に、学校給食を食べながら、正しい食事のあり方などを感じてみられませんか。

日時 10月16日(木)
正午～1時半
場所 改善センター和室

● 参加費

お一人240円(当日徴収)
定員 30名(先着順)
申し込み締切日 9月24日(水)

● 問い合わせ先
学校給食センター
☎ 78-4021

危険物取扱者試験」案内

危険物取扱者試験（全類）
● 試験日 11月16日(日)

● 場所 熊本市、ハ代市ほか
● 願書受付期間 9月17日～25日

試験準備講習会（乙種4類）
● 講習日 10月16日・17日

● 場所 やつしろハーモニーホール
● 中込期間 9月12日～定員になるまで

● 問い合わせ先 消防本部予防課
☎ 63-11192

● 問い合わせ先 消防本部予防課
☎ 63-11192

● 問い合わせ先 消防本部予防課
☎ 63-11192

9月11日は「警察相談の日」です

緊急の事件や事故以外の相談（防犯や交通問題、暴力団などに関する悩みこと、家庭内暴力や子供の非行、ストーカー、DVなど事件や事故に至っていないが、日頃不安や危険を感じていること）を次の番号で受け付けます。

家庭電話（ブッシュ回線）、
公衆電話、携帯電話からは「#9110」、
ダイヤル回線からは「096-383-9110」を回すと相談電話につながります。

年金に関するお知らせ

国民年金の付加保険料を納付しませんか？

老齢基礎年金の年金額は、792,100円（満額＝40年間保険料納付）ですが、老後に受ける老齢基礎年金をより高くしたいと考えている方は、毎月の保険料(14,410円)に、付加保険料（400円）を上乗せして納付することで、上乗せの付加年金を受けることができます（金額はすべて平成20年度額）。

■付加年金額は「200円×付加保険料納付月数」です。

■付加年金の計算式

例) 40年間(480月)付加保険料を納付の場合
 $400\text{円} \times 480\text{月} = 192,000\text{円納付}$



1年間に受け取る付加年金額
 $200\text{円} \times 480\text{月} = 96,000\text{円}$ が毎年年金額に加算

よって付加年金額が、支払った付加保険料（192,000円）と2年間で同額（付加年金額96,000円×2年間＝192,000円）になるため、3年目以降はお得となります。

9月社会保険出張相談日 11日(木) 水俣市もやい直しセンター、25日(木) 芦北町役場

問い合わせ先 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165、役場住民課住民班 ☎ 78-3111(115)